

感動する大学スポーツ総合支援事業 審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、得点が最も高いものを受託者に決定する。

II 審査方法

受託を希望する団体から提出された企画提案書等に基づき、スポーツ庁に設置された技術審査委員会において、書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。なお、その審査過程においてその他資料を用いたプレゼンテーションを実施する場合があるので留意すること。

III 評価方法

評価は、提出された企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。技術審査委員会の各委員は、下記の評価項目毎に評価基準による5段階評価等を行い、各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の評価点とする。

なお、各事業ごとの評価点が39点に満たない場合は不合格とする。

【評価項目】

1 事業実施主体に関する評価（共通審査項目）

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 事業を円滑に遂行するために、各関係者との連携が図られている、若しくは連携が図られる見込みが高いこと。
- (3) 事業を効果的に実施するための専門知識を有しており、且つ必要な類似業務・分野の実績等を有していること。
- (4) 事業を適切に遂行ための技術力及びノウハウを有していること。

2 事業内容に関する評価Ⅰ（共通審査項目）

- (1) 趣旨に沿って、総合的に事業が実施できるよう、実現性・実効性・効率性がバランスよく具体的に設計され、創意工夫がみられること。
- (2) 大学スポーツに係るこれまでの国の施策の内容を適切に理解し、整合性のとれた内容となっていること。
- (3) 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

3 事業内容に関する評価Ⅱ（事業別審査項目）

- (1) 「国内外大学アスリートとの対抗戦等の実施事業」について企画運営等が具体性・実効性・独創性・効率性に優れていること。
- (1) 「大学スポーツに関する認知度調査事業」について調査内容、調査方法、分析方法、具体的成果（報告書）等が具体性・実効性・効率性に優れていること。
- (1) 「大学スポーツによる地域振興の推進事業」について公募の実施、採択先（再委託者）事業の進捗管理、成果のとりまとめ、シンポジウムの開催等、具体性・実効性・効率性に優れていること。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

【評価基準】

1 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている	= 5点 (10点)	優れている	= 4点 (8点)
普通	= 3点 (6点)	やや劣っている	= 2点 (4点)
劣っている	= 1点 (2点)		

※ () 内は重点評価項目の得点

2 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

認定等※	配点	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等	認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）	1. 5点
	認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）	3. 0点
	認定段階3	4. 0点
	プラチナえるぼし認定企業	5. 0点
	行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	1. 0点
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）	くるみん認定①	1. 5点
	トライくるみん認定	2. 0点
	くるみん認定②	3. 0点
	くるみん認定③	3. 0点
	プラチナくるみん認定	5. 0点
青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定	ユースエール認定	3. 0点
上記に該当する認定等を有しない	0点	

※ 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

別表

評価項目	点数	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1－(1)	5	5	4	3	2	1
1－(2)	5	5	4	3	2	1
1－(3)	5	5	4	3	2	1
1－(4)	5	5	4	3	2	1
2－(1)	10	10	8	6	4	2
2－(2) ※	10	10	8	6	4	2
2－(3)	10	10	8	6	4	2
3－(1) ※	10	10	8	6	4	2
4	5	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>-----</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点 ・認定段階3＝4点 ・プラチナえるぼし認定企業＝5点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝1点 <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1.5点 ・トライくるみん認定＝2点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝3点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝3点 ・プラチナくるみん認定＝5点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定＝3点 <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。</p>				

※各事業の項目で採点